四号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「五兆三千八百八十億円」を「三兆八千百五十四億円」に改め、同項第五号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「三十三兆六千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆五千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項第六号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第七号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「五千七百十二億円」を「四千三百六十一億円」に改め、同条第二項中「平成二十二年度分」を「平成二十三年度分」に、「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に、「八百七十五億七千七百五十一万九千円」を「九百九十八億八千七百四十万円」に改める。

附則第四条の二の見出し中「平成二十三年度から平成四十二年度まで」を「平成二十四年度から平成六十二年度まで」に改め、同条第一項中「平成二十三年度から平成三十八年度まで」を「平成二十四年度から平成六十二年度まで」に改め、同条第二項中「平成二十三年度及び平成二十四年度」を「平成二十四年度分」に、「次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額」を「八百六十七億円」に改め、同項の表を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法」に、「第三項」を「第四項」に、「平成三十七年度まで」を「平成三十八年度まで」に改め、「、平成三十八年度にあつては第一項の額から千八百十一億千九百万円を」を削り、「第六条第二項の規定により算定した額」を「第一項の額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「平成二十三年度から」を「平成二十四年度から」に、「四千九百九十四億三千七百万円」を「三千九百九十五億四千九百六十万円」に改め、「平成二十三年度に当該年度分の交付税の総額から九百九十八億八千七百四十万円を」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「平成二十三年度から平成三十七年度まで」を「平成二十四年度から平成三十八年度まで」に改め、「平成二十三年度及び」を削り、「当該各年度において前項」を「前二項」に、「次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額」を「六千二百三十四億八千五百万円」に、「平成二十五年度から平成三十七年度まで」を「平成二十五年度にあつては第一項の額に前項の規定により加算される額及び五千五百八十一億円を加算した額とし、平成二十六年度から平成三十八年度まで」に、「同表の上欄」を「次の表の上欄」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百二十七億円
平成三十一年度	二千九百六億円
平成三十二年度	二千四百六十九億円
平成三十三年度	二千十九億円
平成三十四年度	千五百七十五億円
平成三十五年度	千百二十九億円
平成三十六年度	七百三十六億円
平成三十七年度	四百十七億円
平成三十八年度	百六十六億円

附則第四条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　平成二十四年度分及び平成二十五年度分の交付税の総額については、第一項の額に二千百五十億円を加算する。

附則第四条の二の次に次の一条を加える。

（平成二十四年度及び平成二十五年度における臨時財政対策のための特例加算）

第四条の三　平成二十四年度及び平成二十五年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2　前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（以下この項において「臨時財政対策債」という。）で当該各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするものの予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一　第十二条第三項の表第五十号(1)から(5)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二　その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

附則第五条の二第一項の表道府県の項中「一、三〇〇」を「九六九」に改め、同表市町村の項中「一、六七〇」を「一、二六〇」に、「一、二一〇」を「九〇〇」に改める。

附則第六条第一項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

附則第六条の二の見出し中「平成二十二年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同条第一項中「平成二十二年度分」を「平成二十三年度分」に改め、「基準財政需要額は、」の下に「平成二十三年度にあつては」を加え、「額とする」を「額とし、平成二十四年度及び平成二十五年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする」に改め、同項第一号の表道府県の項中「二一、九九二」を「九、〇六三」に改め、同表市町村の項中「一一、八四四」を「五、六八〇」に改め、同項第二号中「二兆二千三百三十四億円」を「二兆七千六百三十四億円」に改め、「第十条第三項本文の規定により平成二十二年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同項第三号中「九千七百二十億円」を「一兆四千二百六十六億円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの三分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一　平成二十二年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二　平成二十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三　平成二十年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の二第四項中「第十条第三項本文の規定により平成二十二年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同条を附則第六条の三とし、附則第六条の次に次の一条を加える。

（雇用対策・地域資源活用推進費の基準財政需要額への算入）

第六条の二　平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。